

徳島地区渋滞対策協議会設置要綱（案）

（名称）

第1条 本会は徳島地区渋滞対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、徳島地区における慢性的な交通渋滞を解消し、円滑な交通流を確保するため、施設整備計画とともに輸送効率の向上や交通需要の時間的平準化等の交通等の交通需要マネジメント施策及び公共交通機関の再編成などマルチモーダル施策等の渋滞対策を推進することを目的とする。

（調整事項）

第3条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 渋滞箇所とその原因の把握
- (2) 渋滞対策に関する意見調整
- (3) 渋滞対策に関する計画の策定、公表及びフォローアップ
- (4) その他

（組織）

第4条 本協議会の構成は別表のとおりとする。なお、会長が必要と認める機関の職員を委員として参加させることができる。

（協議会）

第5条 本協議会には会長を置き、会長は国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長とする。

- 2 会長は本協議会を総括し、本協議会を招集する。
- 3 会長は事故があるときは会長が予め指名した者が、その職務を代行する。

（幹事会）

第6条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の協議事項について、予備的な協議を行い、協議会を補佐する。

（部会）

第7条 渋滞対策に関する特定の課題を検討するための部会を設置することができる。

（オブザーバー）

第8条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第9条 事務局は 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 道路
調査第一課及び 徳島県 県土整備部 道路局 道路政策課に置く。

付則	この要綱は平成 2年12月 4日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 5年 6月 29日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 6年 8月 11日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 6年 11月 9日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 9年 8月 22日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 17年 10月 27日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 21年 10月 28日から施行する。
	この要綱の一部改訂は 平成 24年 7月 11日から施行する。